

論文審査の結果の要旨

氏名：外塚 果林

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

論文の題名：刑事訴訟における事実誤認の審査に関する一考察

審査委員：（主査）日本大学教授 関 正 晴

（副査）日本大学教授 設 楽 裕 文

（副査）國學院大學教授 博士（法学） 中 川 孝 博

1 本論文の内容

刑事訴訟法382条の「事実の誤認」の意義については、従来、心証優先説と論理則・経験則違反説とが対立しているといわれてきた。ところが、事実誤認とは「第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であること」と判示した【判例1】チョコレート缶事件の出現を契機に、上訴審の事後審論を前提とする後説（以下、多数説という）が大方の支持を得てきている。

本論文は、近時の最高裁判例について、基本的には無罪破棄（第一審の無罪判決を上訴審で有罪とすること）と有罪破棄（第一審の有罪判決を上訴審で無罪とすること）を自覚的に区別して類型化し分析することによって、次のような帰結を導いている。

（イ） 無罪破棄の場合、第一審判決に重大な「論理則・経験則」違反があれば、上訴審は、第一審判決の「論理則・経験則」違反を具体的に指摘することができる。重大な「論理則・経験則」違反とは、第一審判決における【無罪仮説】（無罪であることを推認しうる事実）が、証拠上導けないことをいう。

（ロ） 有罪破棄の場合、第一審判決に重大な「論理則・経験則」違反があるとはいえず、それゆえ、第一審判決の「論理則・経験則」違反を具体的に指摘できない場合であっても、上訴審は、第一審判決に「合理的疑い」があることを指摘できればよい。

そして（イ）（ロ）の関係については、【判例1】は、控訴審の指摘では第一審の無罪判決の「論理則・経験則」違反を具体的に指摘したとはいえず、また、控訴審判決との関係では有罪破棄事案であることから、最高裁判決は、有罪破棄、無罪破棄の如何を問わず、上訴審の段階で「合理的疑い」を払拭することを要求し、それができないのであれば無罪とせざるを得ないことになる、として【判例1】を上訴審の事後審性を確認したものと理解する多数説の批判的分析に向かう。

多数説の前提となっているのは、【判例1】が論理則・経験則違反説を採用し上訴審の事後審性を確認したという理解である。もっとも、実務家の近時の主張は、論理則・経験則違反説と心証優先説を対立的に理解するのではなく、両者の差異を止揚しようとする動向が有力である。そのような動向をベースとする学説として、合理性説がある。しかしながら、本論文は、合理性説によっても、上訴審が第一審判決の「論理則・経験則」違反を指摘できる場合とできない場合の境界は明確でないし、また、【判例4】防衛大教授痴漢冤罪事件が、被告人が犯人であることについて敢えて「合理的疑いが残る」という文言を使用している点についても踏み込んだ議論をしていないことを批判している。いずれにしても、本論文は、多数説では【判例1】と【判例4】

とを整合的に理解することが困難であるとして、このような困難が生まれる理由は、多数説が事後審論に固執するあまり、憲法上の原則である「合理的疑いを超えた証明」という観点から一貫性のある理論的研究を行う姿勢に欠けていることに由来するとして、「合理的疑いを超えた証明」とは何か、という問題の検討に向かう。

まず、従来の学説の問題点として「合理的疑い」に他者の納得が含まれていることが批判される（中川孝博『合理的疑いを超えた証明』〔現代人文社、2003年〕213頁）。次いで、「合理的疑いを超えた証明」はmoral certaintyに由来する原則であるが、この点について著名な学者の一人が「道徳的な確実さ（moral certainty）」（平野龍一『刑事訴訟法』〔有斐閣、1958年〕189頁）と翻訳してきたことが批判される。このような批判を踏まえて、本論文は「合理的疑いを超えた証明」の要素として、i 直接に知覚できず、媒介（証拠）を通じて間接的に知覚されていること、ii 偏見なく判断する者すべてが結論に同意することの2点を挙げる（日本弁護士連合会人権擁護委員会編『誤判原因に迫る』〔現代人文社、2009年〕907頁〔中川孝博〕）。以上のことを踏まえて【判例1】を再考してみると、有罪破棄の場合と無罪破棄の場合を区別することが妥当である。というのも、有罪破棄の場合、たとえ第一審で証拠に基づき「合理的疑いを超えた証明」がなされたとしても、上訴審で「合理的疑いが残る」と判断されれば、それは偏見なく判断する者ならば誰でも合意する状態には達していないことになるからである。したがって、上訴審で、第一審判決の「論理則・経験則」違反を具体的に指摘しなくても、「合理的疑いが残る」ことの指摘があれば、第一審判決を破棄することができる。他方、無罪破棄の場合、いくら上訴審が証拠に基づき「合理的疑いを超えた証明」をしたところで、第一審が「合理的疑いが残る」と判断している以上、偏見なく判断する者ならば、誰でも「合理的疑いを超えた」状態に達しているとは言い難い。それゆえ、上訴審で第一審の「合理的疑い」を払拭する必要があり、上訴審で第一審判決の「論理則・経験則」違反を具体的に指摘し、第一審判決の【無罪仮説】が証拠上導けないことを指摘する必要がある。そのうえで本論文は、【判例1】が無辜の処罰の回避のための安全弁として「疑わしきは被告人の利益に」原則の柔軟な運用を可能ならしめるように「第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理」（傍点は外塚による）という表現を用いているとの理解を示している。

最後に、本論文は、有罪破棄事案を批判する見解は、結局「合理的疑い」の程度を巡る見解の対立に起因するものであり、有罪破棄事案を支持する立場から理論的な検討を行い、本考察を終えている。本論文によれば、有罪破棄事案を検討したところ、以下のような合理的疑いの条件があるという。

<条件1> 証拠あるいは証拠の不存在から【無罪仮説】が導かれていること。

<条件2> 【有罪仮説】について、【無罪仮説】を上回るような「特段の事情」はない。それゆえ、「本件固有の事実」について、【有罪仮説】が【無罪仮説】を上回るものではないこと。

<条件3> <条件1><条件2>を述べたうえで、【有罪仮説】について疑問点を指摘できること。

同様に、第一審判決には合理的疑いがないとする【判例3】平成25年10月覚せい剤事件を検討し、合理的疑いがあるとする有罪破棄事案と比較したところ、<条件1>が「合理的疑い」といえるための十分条件であるという。これらのことを踏まえると、「偏見なく判断する者すべてが結論に同意すること」が「合理的疑いを超えた証明」のための十分条件であることがわかる。

なぜなら、「合理的疑い」を有する者がいるということは、「合理的疑いを超えた」領域が疑わしい領域にまで引き下げられている状態が今なお継続していることを意味するからである。

2 本論文の評価

本論文は、学界、実務界において現在支配的な「事実の誤認」の意義について上訴審の事後審論を前提に理解しようとする現状を、近時の最高裁判例の分析と学説の新しい動向に基づいて批判的に検討し、上訴審における事実の誤認の意義について片面的構成論ともいべき主張をしたものである。確かに、片面的構成論を主張する学説は存在していた（後藤昭「裁判員裁判と控訴審の役割」刑法雑誌54巻3号〔2015年〕6頁）ものの、これまで判例を基に実証的に検討した研究は存在しなかったのである。そこで、本論文の第一の特色として、片面的構成論が最高裁判例と十分に整合性があることを主要な判例を緻密に分析することによって理論的に論証した点に大きな意義を認めることができる。また、事実認定の分野は、従来、実務家とくに裁判官にのみ理解でき、裁判官の経験のない研究者には立ち入り難い「聖域」とみられてきた。それが、他からの批判を拒み、刑事訴訟法1条の掲げる同法の理念ひいては憲法の理念に適合した適正な事実認定に至る基準設定に向けての研究を妨げてきたともいえる。そのような状況下で執筆された本論文は、事実認定の適正化を目指して果敢に「聖域」に斬り込む研究を志した若手研究者の最初の挑戦であることを第二の特色として指摘することができる。

もとより、本論文中には、論理の飛躍あるいは論証不十分と思われるところが散見している。たとえば、最高裁判例の分析をアピールするのなら、取り上げなかった関連判例について、その理由を示すべきである。また、分析した判例すべての対照表を掲載しないのは、自説の根拠を弱めるのみならず、独りよがりであるという印象を与えかねない。本論文の公刊に際しては、相当量の加筆・修正、あるいは再考が必要不可欠であろう。しかし、本論文はchallengingであり、appealingである。本論文のような研究を発展させれば実務家も無視できず、事実認定のあり方について反省することになるのではないかとの期待さえ抱くことができる。以上のことから、本論文は、大成が期待される若手研究者に博士号を授与するのにふさわしい内容のものである。

ところで、本論文には、次のような課題が残されている。論者自身、今後の課題として挙げているように、「合理的疑い」の程度の研究は心証という可視化の困難なテーマであり、上訴審構造論や二重の危険論などの論点とも関連している。また、裁判員制度との関係では、制度の施行から数年間は、裁判員事件の控訴審での原判決破棄の割合は、低い傾向があったところ、2015年は全事件での破棄率=9.7%、裁判員事件=14.1%となっており、その原因の理論的背景を明らかにすることも喫緊の課題である。しかし、それを本論文に望むことはまさに望蜀の言といえるべきであろう。というのも、本テーマ自体、学界においても実務界においても長年取り組まれてきた重要問題であり、以上の諸課題に取り組む前提として論者がどうしても解決しなければならなかったという必要性は十分に理解することができるからである。

3 結論

よって、本論文は、博士（法学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以上

平成30年1月19日